

道路工事現場における保安施設の設置基準

道路工事及び占用工事の実施要領

平成 18 年 10 月

横 浜 市

道路工事及び占用工事の実施要領

第1条	目 的	2 頁
第2条	施工基準	2 頁
第3条	工法の選択	2 頁
第4条	工 期	2 頁
第5条	騒音・振動の防止	2 頁
第6条	埋設物等の調査・立会	2 頁
第7条	沿道居住者への広報	2 頁
第8条	作業場	2 頁
第9条	交通の危険・渋滞の防止	3 頁
第10条	保安施設の完備	3 頁
第11条	巡 視	3 頁
第12条	緊急時における連絡体制	3 頁

道路工事及び占用工事の実施要領

(目的)

第1条 この実施要領は、道路工事及び占用工事（以下「道路工事等」という。）の施工に際し、公衆の生命、財産に関する危害及び迷惑を防止するとともに、交通の安全と円滑を確保することを目的とする。

(施工基準)

第2条 横浜市（長）が管理する道路における道路工事等の施工については、「市街地土木工事公衆災害防止対策要綱」によるほか、この実施要領に定めるところによる。

(工法の選択)

第3条 道路工事等の計画、設計及び施工にあたっては、公衆災害の防止を十分配慮したものでなければならない。

(工期)

第4条 道路工事等の工期は、十分な検討を行ったうえで適正な工期を設定すること。

(騒音・振動の防止)

第5条 道路工事等による騒音・振動の防止については、施工時間及び使用機械の選定等を十分配慮すること。

(埋設物等の調査・立会)

第6条 道路工事等の施工にあたっては、当該工事区域の埋設物を事前に調査し、防護措置の必要性を関係者と協議するとともに、必要に応じ立会を求める等事故防止対策に万全を期すこと。

(沿道居住者への広報)

第7条 道路工事等の施工にあたっては、沿道住民及び利用者に対し、工事着手前に工事の目的、工期及び施工方法について十分なPRを行い、工事に対する理解と協力を得るよう努めなければならない。

(作業場)

第8条 道路工事等のために使用する区域を周辺から明確に区分し、この区域以外の場所を作業場として使用してはならない。

(交通の危険・渋滞の防止)

第9条 道路工事等の施工に際し、道路管理者及び警察署長による交通規制の指示に従い交通の危険及び渋滞を防止するため、次の各号に掲げる事項を十分配慮しなければならない。

- (1) 車両及び歩行者が安全に通行しうる幅員及び路面を確保し、保安施設等の倒壊防止対策を行うこと。
- (2) 交通の渋滞が生じないように常時注意し、渋滞の恐れがある場合は、すみやかに誘導すること。

(保安施設の完備)

第10条 道路工事等の現場における標示施設及び防護施設は別に定める「道路工事現場における保安施設の設置基準」に基づき、完備すること。

(巡視)

第11条 施工者は、工事中の安全を確保するため、工事現場及びその周辺の巡視を励行し、保安施設の完備に努めなければならない。

(緊急時における連絡体制)

第12条 起業者及び施工者は、作業場及びその周辺における事故を未然に防ぐため及び事故処理の応急処置を迅速に行うため、緊急時における連絡体制を明確にしておかなければならない。

道路工事現場における保安施設の設置基準

第1条	目 的	5 頁
第2条	標示施設の基準	5 頁
第3条	道路標識	5 頁
第4条	工事標示板	5 頁
第5条	工事種別標示板	6 頁
第6条	う回路標示板	6 頁
第7条	予告標示板	6 頁
第8条	工事情報看板及び工事説明看板	6 頁
第9条	防護施設の設置	7 頁
第10条	保安柵の設置	7 頁
第11条	履 工	7 頁
第12条	誘導等標示施設の設置	8 頁
第13条	保安灯、注意灯及び照明灯の設置	8 頁

道路工事現場における保安施設の設置基準

制 定 平成 3 年 4 月

最近改正 平成18年10月

(目的)

第 1 条 この基準は、道路工事及び占用工事（以下「道路工事等」という。）に起因する事故防止と円滑な道路交通を確保するため、道路工事現場（以下「工事現場」という。）における標示施設、防護施設の設置基準を定めることを目的とする。

(標示施設の基準)

第 2 条 標示施設の様式及び設置基準は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年総理府・建設省令第 3 号）によるほか、この基準の定めるところによる。

(道路標識)

第 3 条 道路標識の設置については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 工事現場の起終点には、様式「1」又は様式「2」に示す道路標識を設置すること。
ただし、短期間に完了する簡易な工事については、省略することができる。
- (2) 工事区間の長いもので、工区を 2 以上に分けて工事を行う場合は、工区ごとに設置すること。
- (3) 工事現場には、必要に応じて様式「3-1」から様式「3-8」までに示す道路標識を道路管理者及び所轄警察署長の指示を受けて設置すること。

(工事標示板)

第 4 条 工事標示板の設置については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 道路管理者の行う工事現場の起終点には、様式「4-1」又は様式「4-2」に示す工事標示板（裏面は条件板とする。）、また占用者の行う工事現場の起終点には、様式「5-1」又は様式「5-2」に示す工事標示板（裏面は条件板とする。）を設置すること。
- (2) 工事区間の長いもので、工区を 2 以上に分けて工事を行う場合は、工区ごとに設置

すること。ただし、工区間が比較的近距離で一見して同一工事であることが認識できるものについては、これを一つの工事現場とみなし設置すること。

- (3) 工事期間は、交通上支障を与える期間を記入すること。
- (4) 短期間で完了する簡易な工事現場においては、様式「6」に示す簡易工事標示板にかえることができる。

(工事種別標示板)

第5条 工事種別を明確にするために、様式「7」に示す工事種別標示板を保安柵、誘導等施設に概ね5メートル間隔で添加等をしなければならない。

(う回路標示板)

第6条 う回路標示板の設置については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) う回路を設ける場合は、う回路の入口に様式「8」に示すう回路標示板を設置すること。
- (2) う回路の途中の交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）に設置例に示す要領により様式「9」に示す道路標識（案内標識「まわり道」）を設置すること。

(予告標示板)

第7条 工事現場の所在を事前に周知させるため、様式「10」に示す予告標示板を設置しなければならない。ただし、工事延長の短い場合で道路管理者及び所轄警察署長が認めた場合はこれを省略することができる。

(工事情報看板及び工事説明看板)

第8条 工事現場には、道路利用者及び沿道住民の理解を促進するため、工事情報看板及び工事説明看板を、次の各号に掲げるところにより設置しなければならない。

- (1) 道路工事等を開始する約1週間前から開始するまでの間、様式「11-1」又は様式「11-2」に示すような工事情報看板を設置すること。ただし、道路の幅員が狭い等の格別な事由により、道路管理者との協議で認められたものは、この限りではない。

(2) 道路工事等開始から終了までの間、様式「11-3」又は様式「11-4」に示すような工事説明看板を設置すること。

なお、地下道、地下鉄、高速道路等の大規模でかつ長期にわたる工事現場には、PRを兼ねた完成予定図を現場に大きく掲示すること。

(3) 工事情報看板及び工事説明看板は、運転者から看板内容が見えないように設置すること。

(4) 短期間に完了する簡易な工事等については、省略することができる。

(防護施設の基準)

第9条 工事現場における防護施設の設置基準は、この基準の定めるところによるものとする。

(保安柵の設置)

第10条 工事現場における保安柵の設置については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) マンホール工事等については、様式「12-1」及び様式「12-2」に示す保安柵を設置すること。

(2) シールド工法等における工事の立坑部分については、様式「12-3」に示す保安柵を設置すること。

(3) その他の工事等については、様式「12-1」及び様式「12-3」又は様式「12-4」に示す保安柵を設置例に基づき設置すること。

(履工)

第11条 工事現場における履行については、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 履工は原則として、ずれ止めのついた鋼製の履工板又はコンクリート製の履工板等を使用するものとし、安全で強固なものでなければならない。その構造については道路管理者の承認を受けるものとする。

なお、履工した部分は換気に留意しなければならない。

(2) 履工部表面は、各履工板の間にすきまがないように設置し、滑り止めのついたもの

でなければならない。

- (3) 履工部と道路部との接する部分については、セメント・コンクリート又はアスファルト・コンクリート等でそのすきまを充填するとともに、表面の取り付けは原則として段差が3センチメートル以内とし、3センチメートル以上になる場合においては、5パーセント以内の勾配で滑らかに取り付けるようにしなければならない。
- (4) 布掘り、壺掘り等で極めて小部分を一昼夜程度の短期間履工をしておく場合においては、滑り止め突起のついた厚さ2センチメートル以上の鉄板又はそれと同等の強度のものを使用することができる。この場合においては、鉄板の跳ね上がり・移動が生じないようにしなければならない。
- (5) やむをえず開口部を履工できない場合は、防護ネット等により覆うようにしなければならない。

(誘導等標示施設の設置)

第12条 工事現場における誘導等施設の設置については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 工事現場で車道中央線及び車両誘導線、又は歩車道境界線が必要な場合は、様式「13-1」又は様式「13-2」を設置すること。
- (2) 工事作業帯の外周には、様式「13-1」を設置例に示す要領により、3メートル以内の間隔で設置すること。

(保安灯、注意灯及び照明灯の設置)

第13条 夜間工事中及び夜間工事現場を残す工事現場における保安灯、注意灯及び照明灯の設置については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 道路上又は道路に接する部分に設置した保安柵に沿って様式「15」に示す赤色又は黄色で夜間150メートル前方から視認できる光度を有する保安灯を設置すること。

この場合、設置間隔は交通流に対面する部分では2メートル程度、その他の道路に面する部分は4メートル以下とし、囲いの角の部分については特に留意して設置すること。

- (2) 交通量の多い工事現場においては、交通流に対面する場所に、様式「1」に示す内

部照明式の道路標識を設置すること。さらに、夜間200メートル程度の距離から確認できる様式「14」に示す赤色又は黄色の注意灯を設置すること。

- (3) 工事現場の各標示板の前面には夜間100ワット以上の白色照明灯を取り付けること。ただし、工事現場の付近に電源のない場合には、各標示板を反射式とし、前面両側に様式「15」に示す電池式保安灯を設置すること。

附 則

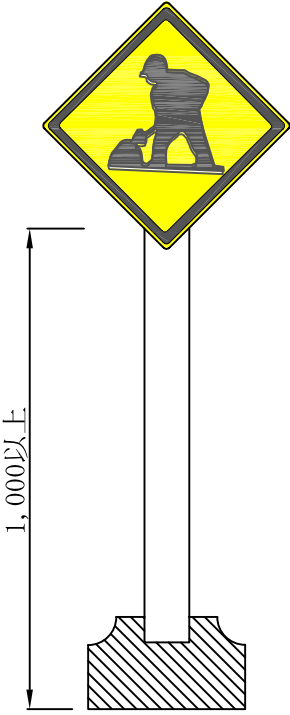
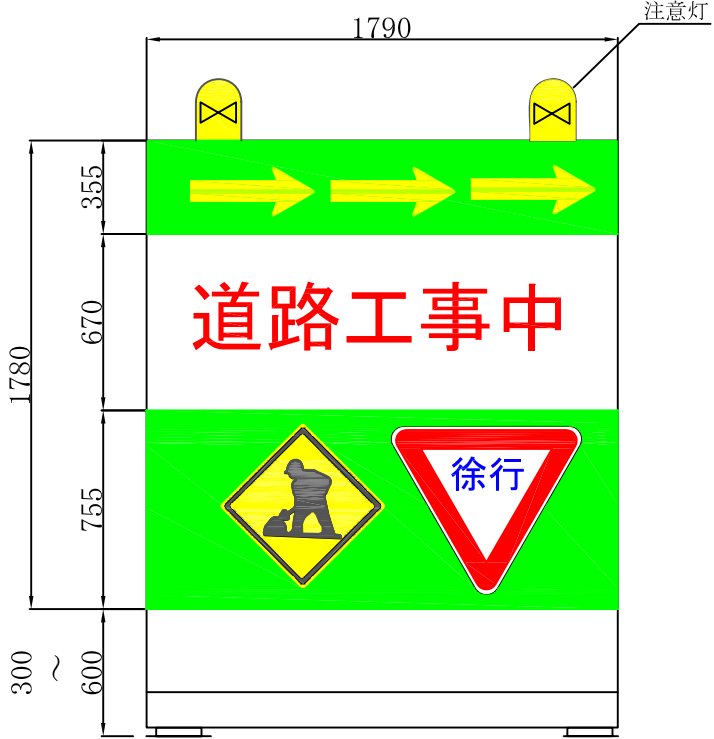
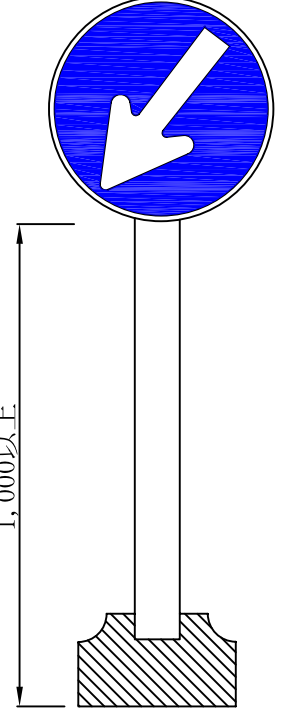
(施行期日)

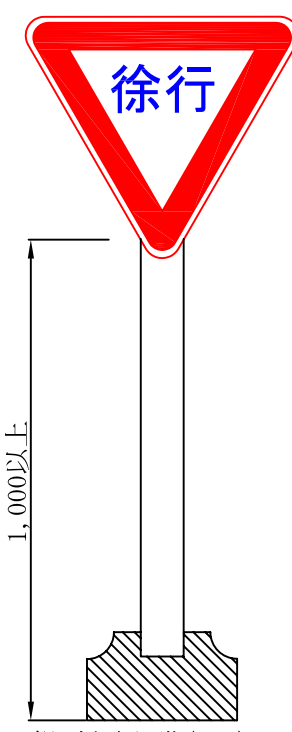
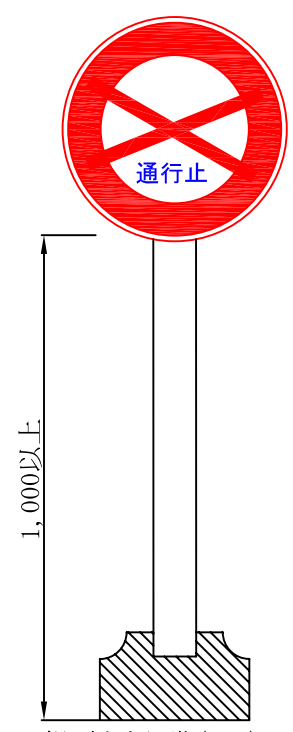
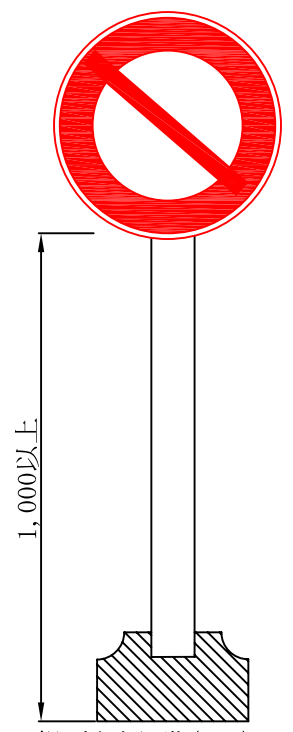
- 1 この基準は、平成18年10月1日から施行する。

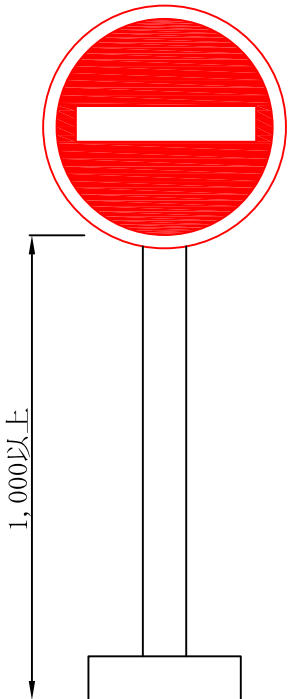
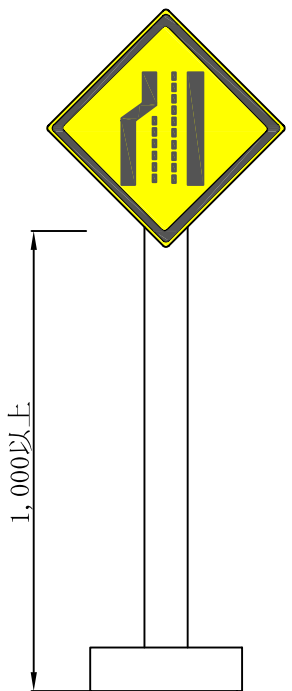
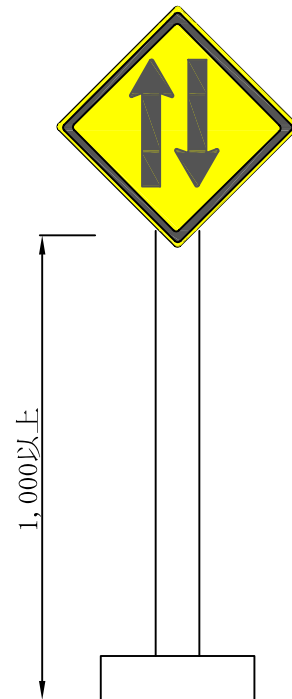
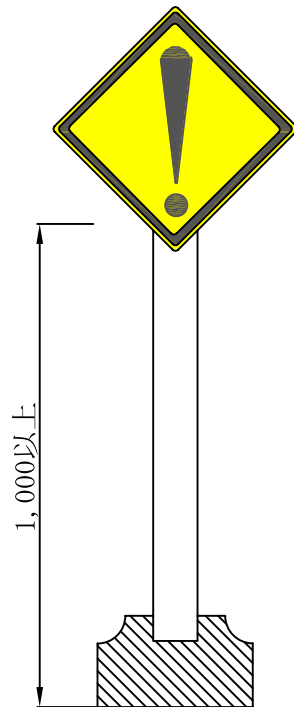
(経過措置)


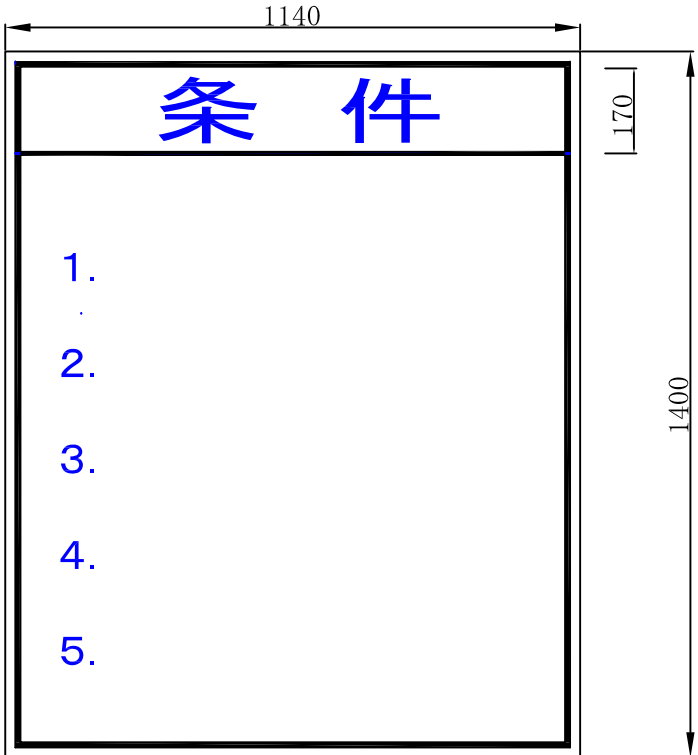
- 2 この基準の施行の際現に契約中の道路工事等を実施している場合は、平成19年3月31日までの間は、改正後の規定にかかわらず、従前の例によることができる。ただし、標識、看板等が汚損、破損等により更新する必要がある場合は、改正後の基準による。


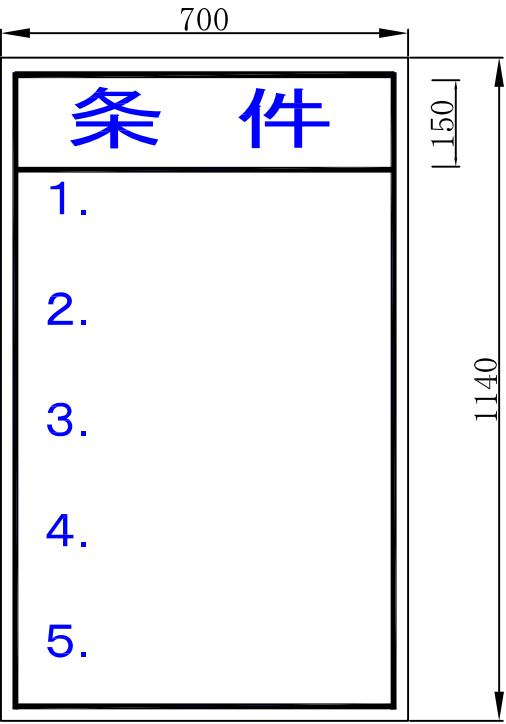
保安施設

様式番号	1	2	3-1
記号			
様式及び 標準寸法 (単位 mm)	 <p>警戒標識 (213) (道路工事中)</p>	 <p>工事中</p>	 <p>規制標識 (311-E) (指定方向外進行禁止)</p>
注	1) 夜間は内部照明とする。	1) 内部照明とし矢印は順次点滅させる。	1) 夜間は内部照明とする。

様式番号	3-2	3-3	3-4
記号			
様式及び 標準寸法 (単位 mm)	 <p data-bbox="470 1133 694 1197">規制標識(329) (徐行)</p>	 <p data-bbox="1052 1133 1276 1197">規制標識(301) (通行止め)</p>	 <p data-bbox="1612 1133 1836 1197">規制標識(302) (車両通行止め)</p>
注	1) 夜間は内部照明とする。	1) 夜間は内部照明とする。	1) 夜間は内部照明とする。

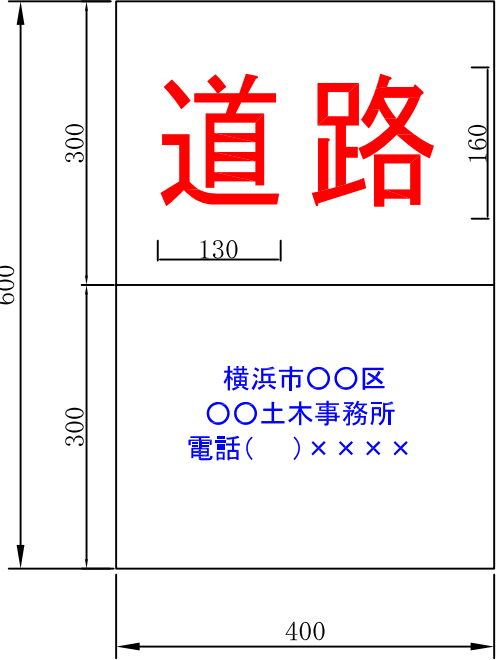
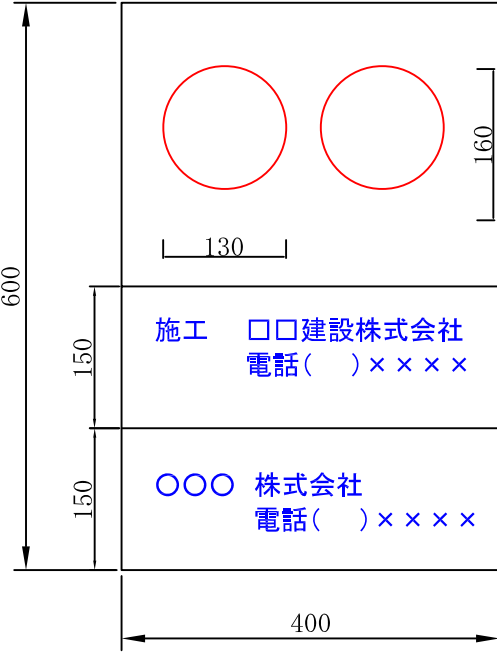
様式番号	3-5	3-6	3-7	3-8
記号				
<p>様式及び 標準寸法 (単位 mm)</p>	 <p>規制標識(303) (車両進入禁止)</p>	 <p>警戒標識(211) (車線数減少)</p>	 <p>警戒標識(211-2) (二方向交通)</p>	 <p>警戒標識(215) (その他の危険)</p>
<p>注</p>	<p>1) 夜間は内部照明とする。</p>	<p>1) 夜間は内部照明とする。</p>	<p>1) 夜間は内部照明とする。</p>	<p>1) 夜間は内部照明とする。</p>

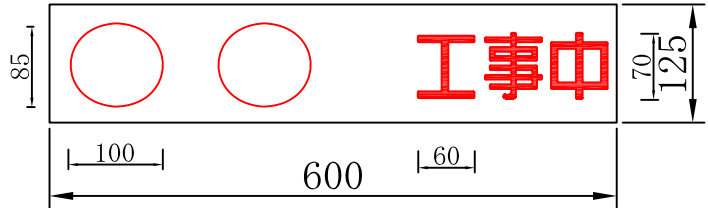
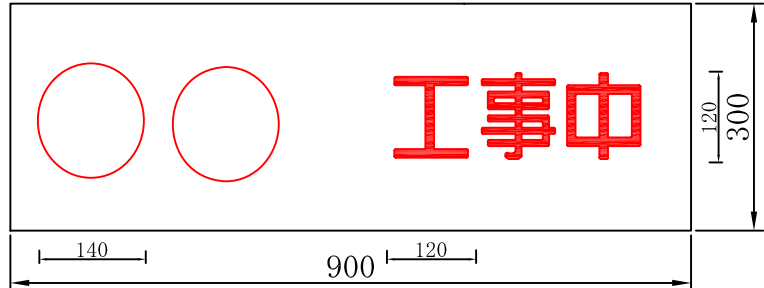
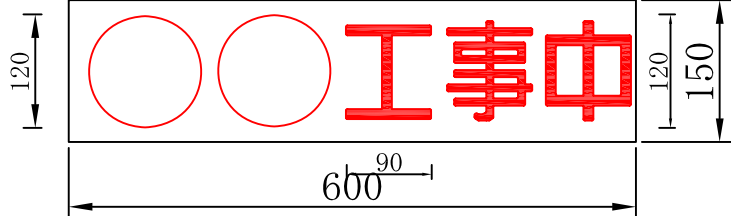
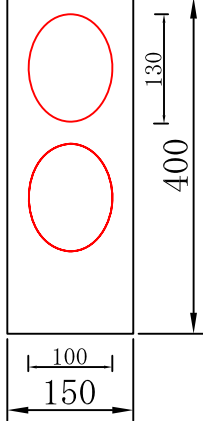
様式番号	4-1
記号	
<p>様式及び標準寸法</p> <p>(単位 mm)</p>	<p>工事標示板（道路管理者が行う工事の場合）【標準版】</p> <p>(表面)</p>  <p>(裏面)</p> 
注	<ol style="list-style-type: none"> 1) 看板の素材は、高輝度反射式又は同等以上のものとする。 2) 〇〇〇は、工事種別に応じた適切な表示を行うこと。 3) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等のあいさつ文、「△△△△工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。裏面は原則として青色文字とし、縁及び線は黒色、地は白色とする。 4) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。 5) 裏面に当該警察署の協議事項(施工時間、交通に関する事、交通整理員等に関する事、対道路利用者に関する事)を記入する。

様式番号	4-2
記号	
様式及び 標準寸法 (単位 mm)	<p>工事標示板（道路管理者が行う工事の場合）【小型版】</p> <p>(表面)</p>  <p>(裏面)</p> 
注	<ol style="list-style-type: none"> 1) 看板の素材は、高輝度反射式又は同等以上のものとする。 2) 〇〇〇は、工事種別に応じた適切な表示を行うこと。 4) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等のあいさつ文、「△△△△工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。裏面は原則として青色文字とし、縁及び線は黒色、地は白色とする。 5) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。 6) 裏面に当該警察署の協議事項(施工時間、交通に関する事、交通整理員等に関する事、対道路利用者に関する事)を記入する。

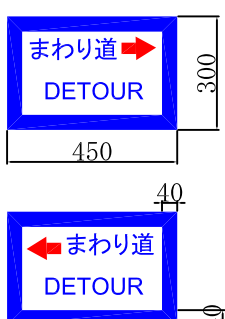
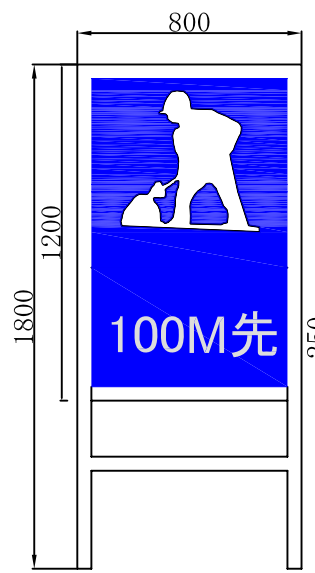
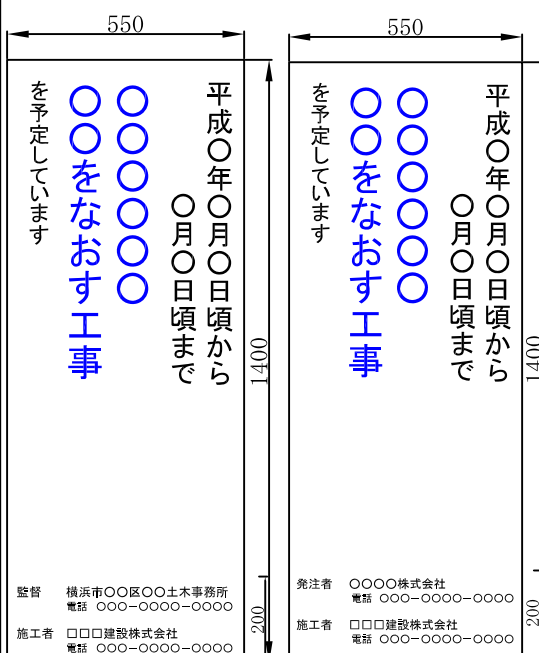
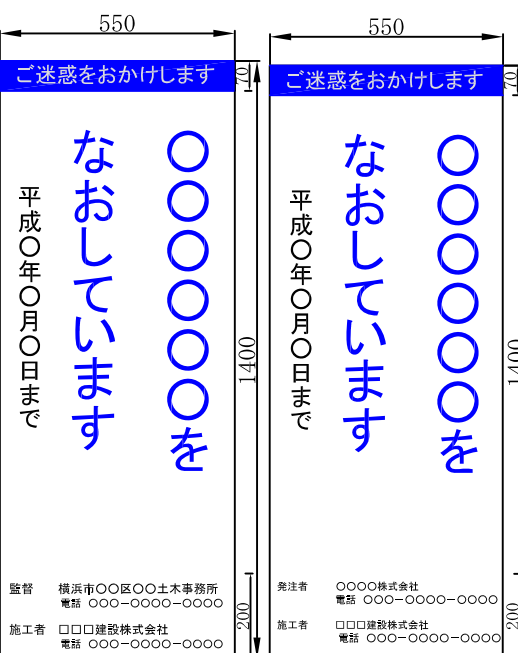
様式番号	5-1
記号	
様式及び 標準寸法 (単位 mm)	<p>工事標示板（占有者の行う工事の場合）【標準版】</p> <p>(表面)</p>  <p>(裏面)</p> 
注	<ol style="list-style-type: none"> 1) 看板の素材は、高輝度反射式又は同等以上のものとする。 2) ○○○は、工事種別に応じた適切な表示を行うこと。 3) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等のあいさつ文、「△△△△工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「○○○をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。裏面は原則として青色文字とし、縁及び線は黒色、地は白色とする。 4) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。 5) 裏面に当該警察署の協議事項(施工時間、交通に関する事、交通整理員等に関する事、対道路利用者に関する事)を記入する。

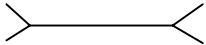
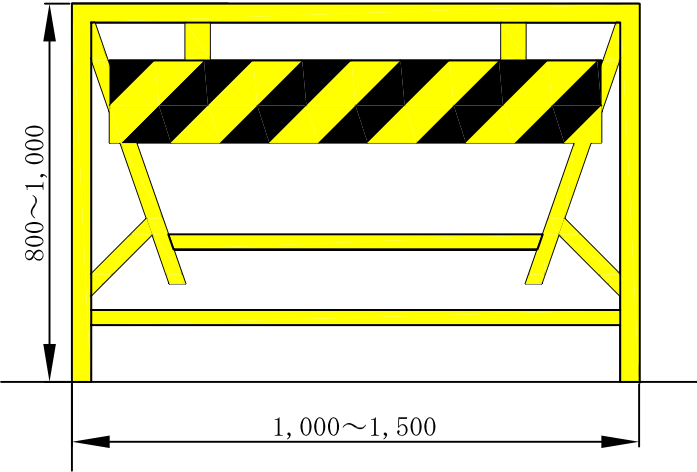
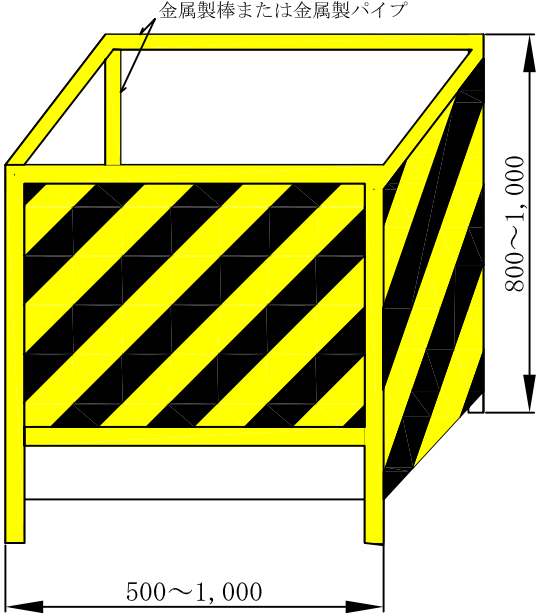
様式番号	5-2
記号	
様式及び 標準寸法 (単位 mm)	<p>工事標示板（占有者が行う工事の場合）【小型版】</p> <p>(表面) (裏面)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>700</p> <p>1100</p> <p>240</p> <p>1100</p> <p>300</p> <p>1140</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>700</p> <p>1150</p> <p>1140</p> </div> </div>
注	<ol style="list-style-type: none"> 1) 看板の素材は、高輝度反射式又は同等以上のものとする。 2) 幅員4.5m以下の道路及び、特に土木事務所長が認めた場合使用することができる。 3) 〇〇〇は、工事種別に応じた適切な表示を行うこと。 4) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等のあいさつ文、「△△△△工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。裏面は原則として青色文字とし、縁及び線は黒色、地は白色とする。 5) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。 6) 裏面に当該警察署の協議事項(施工時間、交通に関する事、交通整理員等に関する事、対道路利用者に関する事)を記入する。

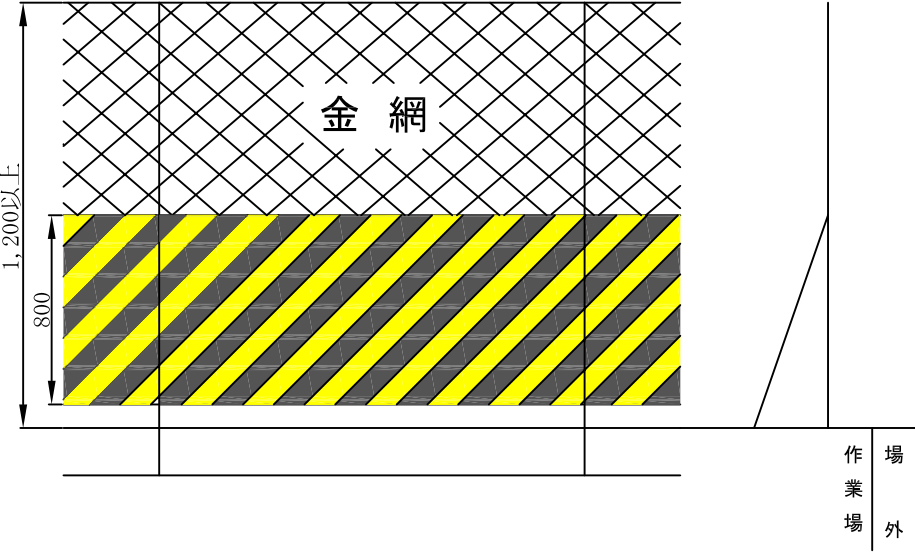
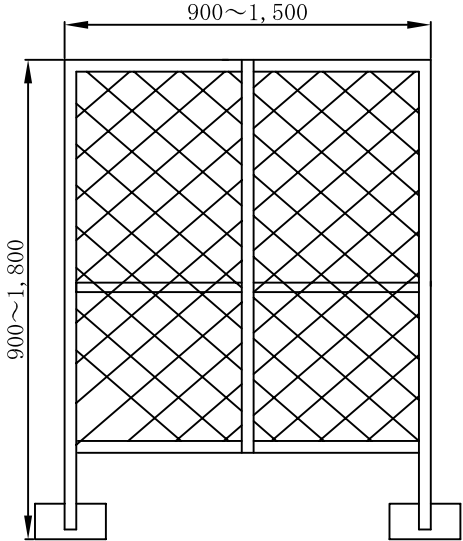
様式番号	6	
記号		
<p>様式及び標準寸法</p> <p>(単位 mm)</p>	<p>簡易工事標示板 (道路管理者の行う簡易な工事の場合)</p> 	<p>簡易工事標示板 (占有者の行う簡易な工事の場合)</p> 
注	<p>1) 「〇〇」には、下水、水道、ガス、電気、電話等の工事種別を赤色で記入すること。</p> <p>2) 工事種別等を全面高輝度反射シート等により、夜間視認できる材質で標示すること。</p>	

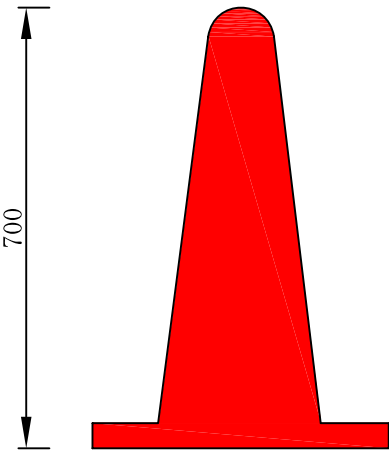
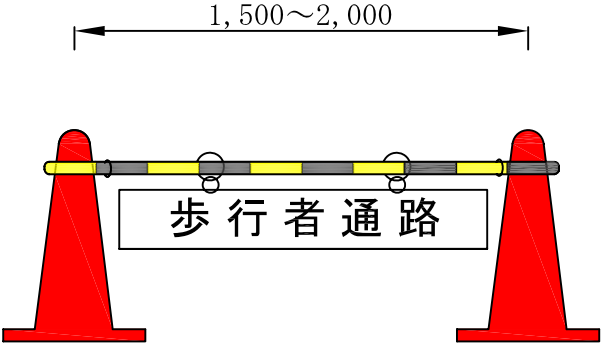
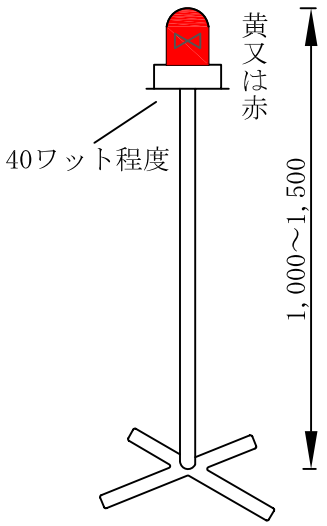
様式番号	7
記号	
様式及び 標準寸法 (単位 mm)	<p>工事種別標示板</p> <p>A 型</p>  <p>B 型</p>  <p>C 型</p>  <p>D 型</p> 
注	<ol style="list-style-type: none"> 「〇〇」には、道路、下水、水道、ガス、電気、電話等の工事種別を記入する。 文字は、すべて赤色として全面高輝度反射シート等により、夜間視認できる材質で標示すること。

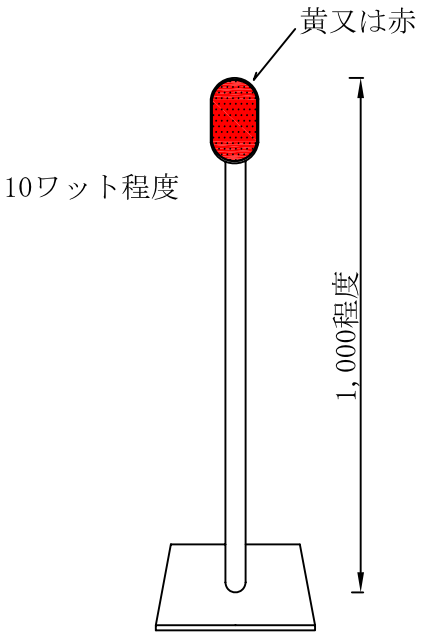
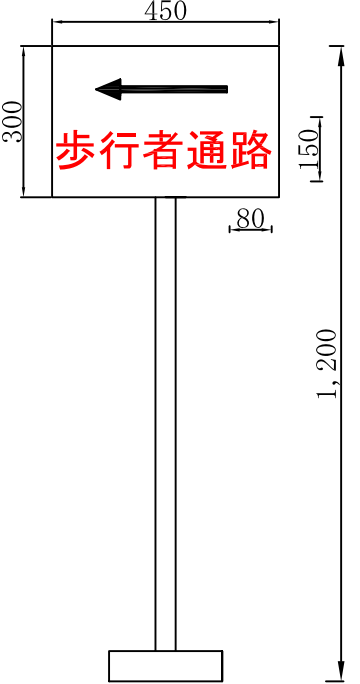
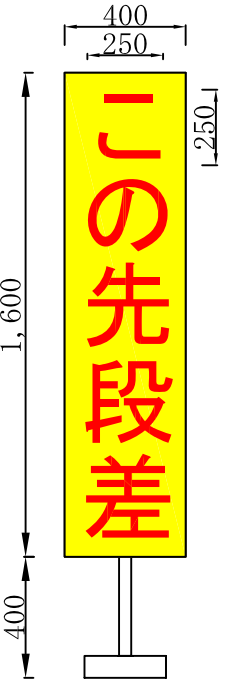
様式番号	8	
記号		
様式及び 標準寸法 (単位 mm)	<p style="text-align: center;">う 回路標示板</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>①</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>②</p> </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div>	
注	<ol style="list-style-type: none"> 1) 色彩は「矢印」を赤色、その他の文字を青色、地を白色とする。 2) 縁の余白は2 cm、縁線の太さは1 cmとする。 3) 広域に迂回をさせる場合は②を使用すること。 4) 「〇〇工事」の〇〇には、道路、下水、水道、ガス、電気、電話、地下鉄等を記入する。 5) う回路標示板の矢印について、う回できない方向に矢印をつけてはならない。 	

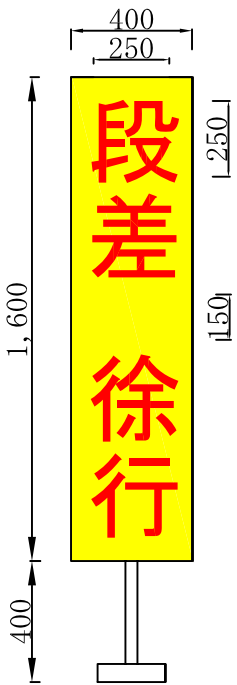
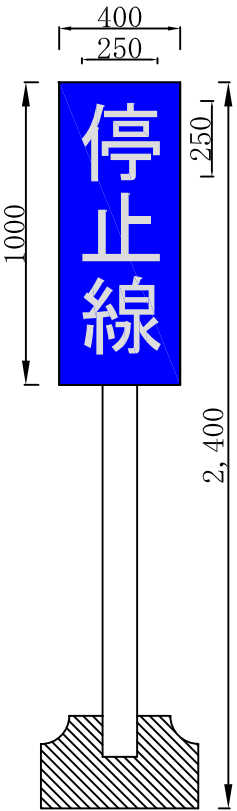
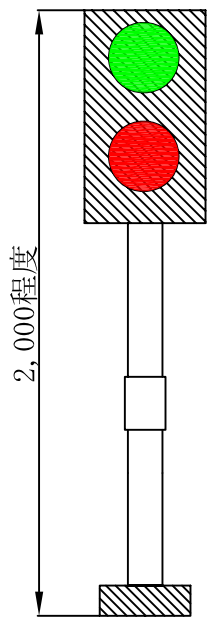
様式番号	9	10	11-1・11-2	11-3・11-4
記号				
様式及び 標準寸法 (単位 mm)	案内標識 「まわり道」 	予告版 	工事情報看板 (道路管理者が行う工事) (占有者が行う工事工事) 	工事説明看板 (道路管理者が行う工事) (占有者が行う工事工事) 
	案内標識 「まわり道」(120)			
注	1) 現場の状況に応じて方向板(矢印板)を用いることができるものとする。	1) 地は青色(つやけし)、文字及び図は白銀のスコッチテープを用いる。 2) 警戒標識(213)に補助をつけて用いるのを原則とするが必要に応じて上記の標示板を用いることができるものとする。 3) 上記標識は、必要に応じ50m先、100m先、200m先、100m先に設置する。	1) 看板の素材は、高度な視認性を確保できるものとする。 2) ○○○は、工事種別に応じた適切な表示を行うこと。 3) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等のあいさつ文については青地に白抜き文字、「○○○をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。	

様式番号	12-1	12-2
記号		
様式及び 標準寸法 (単位 mm)	バリケード等 	マンホール屏風 
注	1) 必要に応じ重し等により転倒防止をを図ること。	

様式番号	12-3	12-4
記号		
様式及び 標準寸法 (単位 mm)	<p>ガードフェンス等</p>  <p>1,200以上</p> <p>800</p> <p>金網</p> <p>作業場外</p>	<p>合成樹脂製組立式バリケード</p>  <p>900~1,500</p> <p>900~1,800</p>
注	1) 転倒防止のため確実に固定すること。	1) 転倒防止のため確実に固定すること。

様式番号	13-1	13-2	14
記号			
様式及び 標準寸法 (単位 mm)	カラーコーン 	カラーコーンバー等 	注意灯 
注	1) 必要に応じ重し等により転倒防止を図ること。	1) 必要に応じ重し等により転倒防止を図ること。	1) 灯器の大きさ、光度等がこれと同等以上の効果のあるものについては、この規格によらないことができる。 2) 回転式又は点滅式とする。

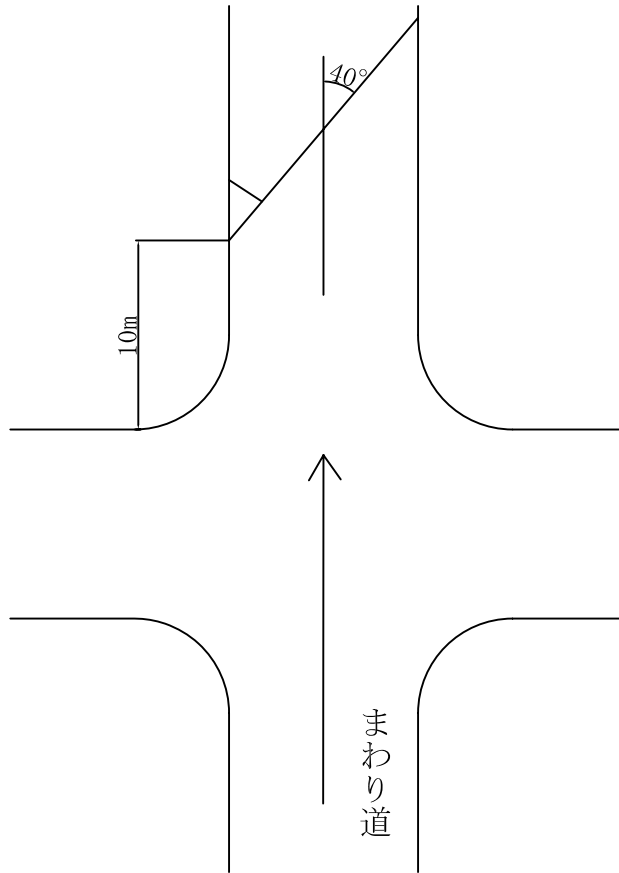
様式番号	15	16	17
記号			
<p>様式及び 標準寸法 (単位 mm)</p>	<p>保安灯 (単柱式)</p> 	<p>歩行者案内</p> 	<p>段差予告</p> 
<p>注</p>	<p>1) 保安灯はチューブ式・すずらん式・カラーコーン (内部照明式) でもよい。</p>	<p>1) 現場の状況に応じ設置する。</p>	<p>1) 50mから150m手前に設置する。 2) 夜間は内部照明とする。</p>

様式番号	18	19	20
記号			
<p>様式及び 標準寸法 (単位 mm)</p>	<p>段差標示</p> 		<p>信号機</p> 
<p>注</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 段差箇所に設置する。 2) 夜間は内部照明とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 地は青色（つやけし）文字は白銀のスコッチテープを用いる。 2) 現場の状況に応じ設置する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 設置にあたっては警察署と協議すること。 2) 転倒防止を図ること。

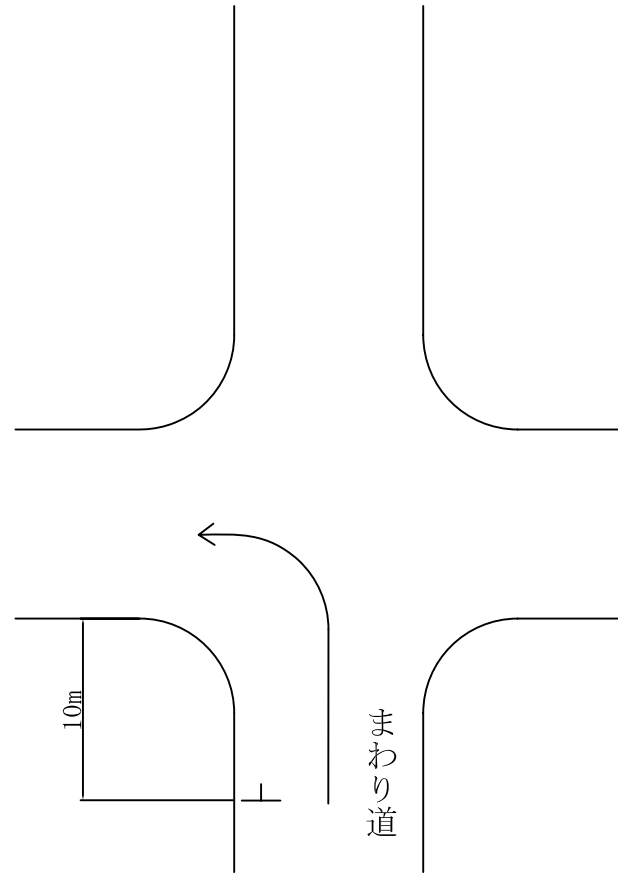
参考図 1

案内標識「まわり道」及び補助版の標示例

(1) 直進

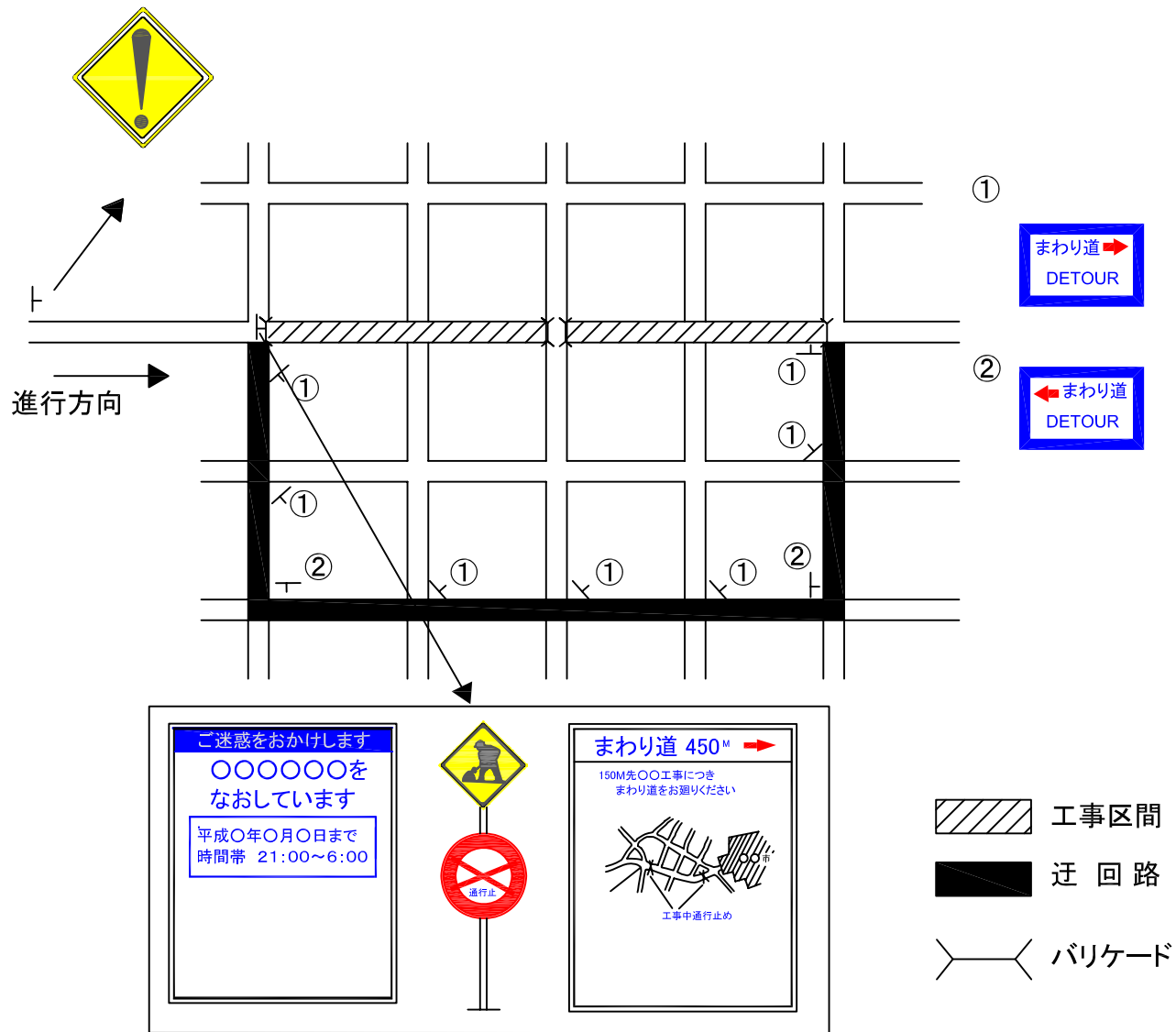


(2) 左折



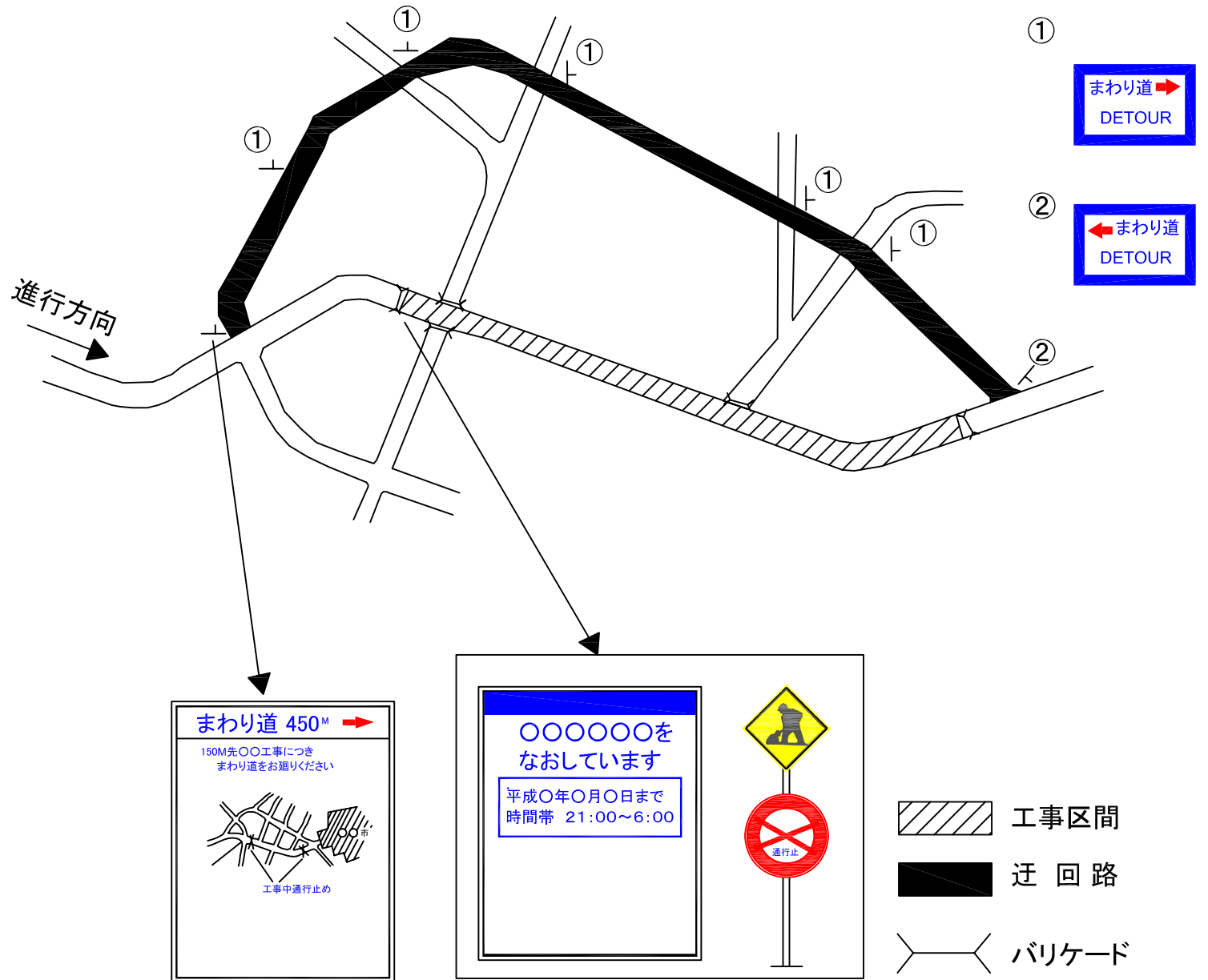
参考図 2

工事中う回路の標示例（市街部の場合）
 （進行方向に対する標識の設置例を示す。）



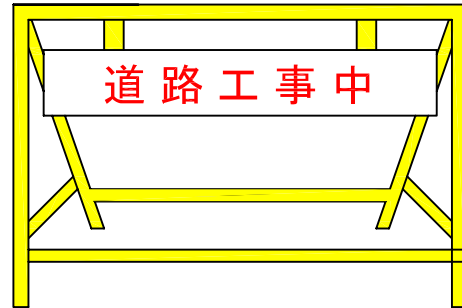
参考図 3

工事中迂回路の標示例（広域に迂回させる場合）
（進行方向に対する標識の設置例を示す）

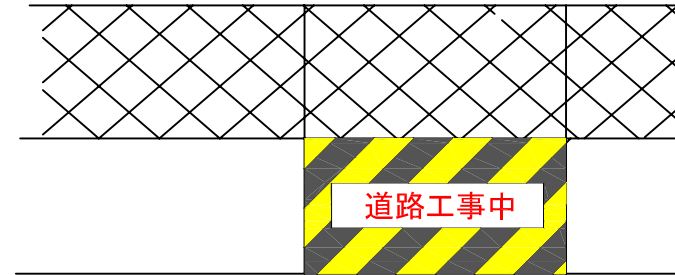


参考図 4
工事種別標示板設置例

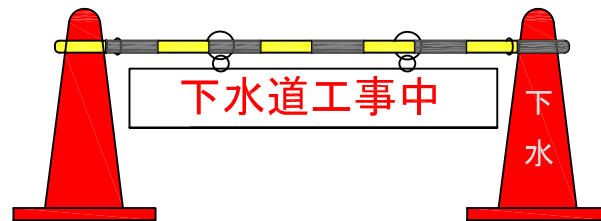
1) バリケード等添架例



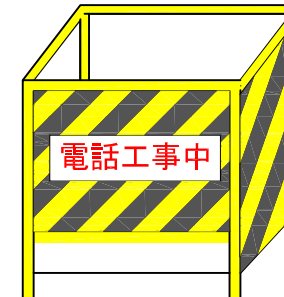
3) ガードフェンス等添架例



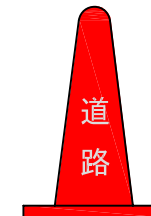
2) カラーコーンバー等添架例



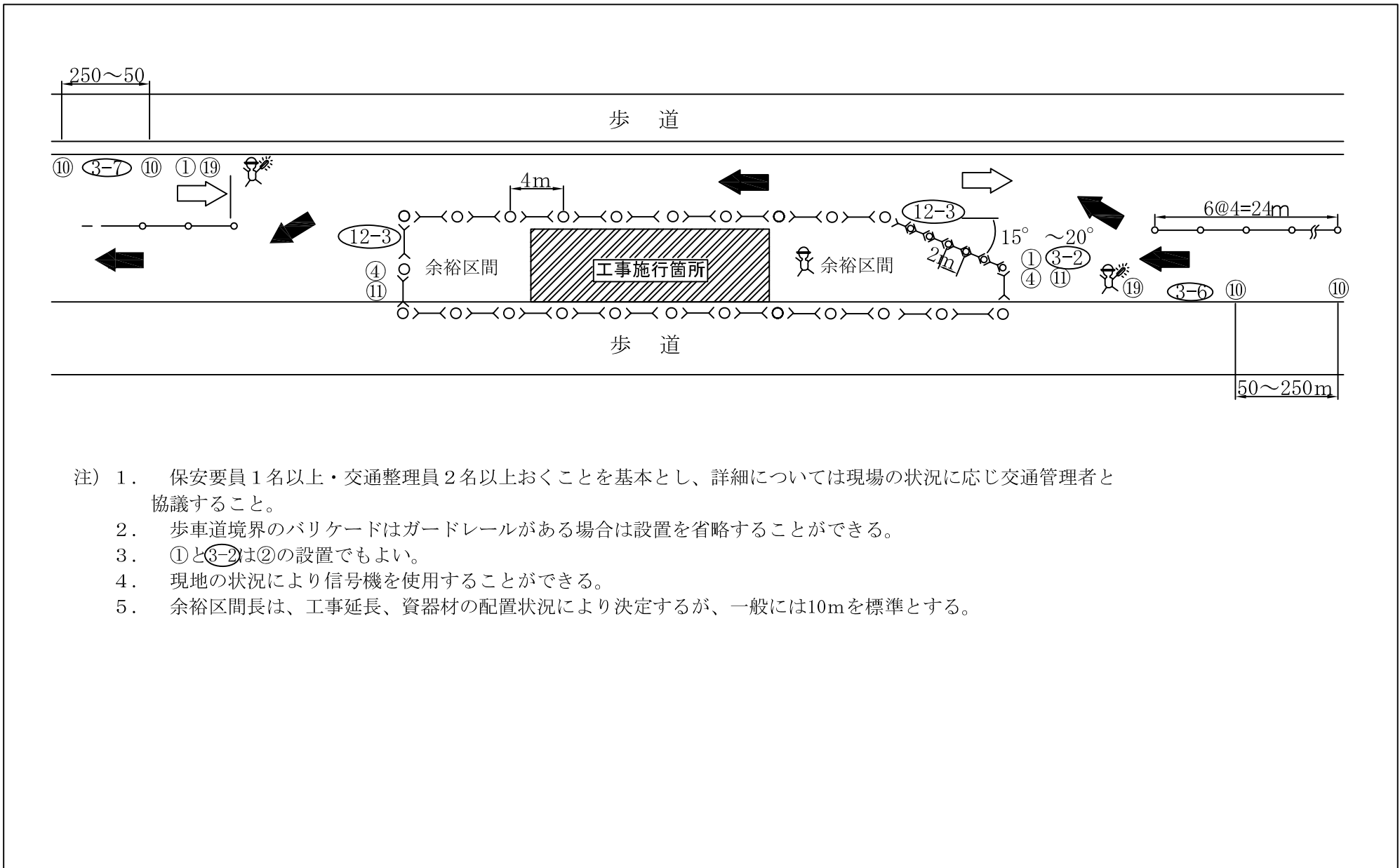
4) マンホール屏風等添架例



5) カラーコーン添架例

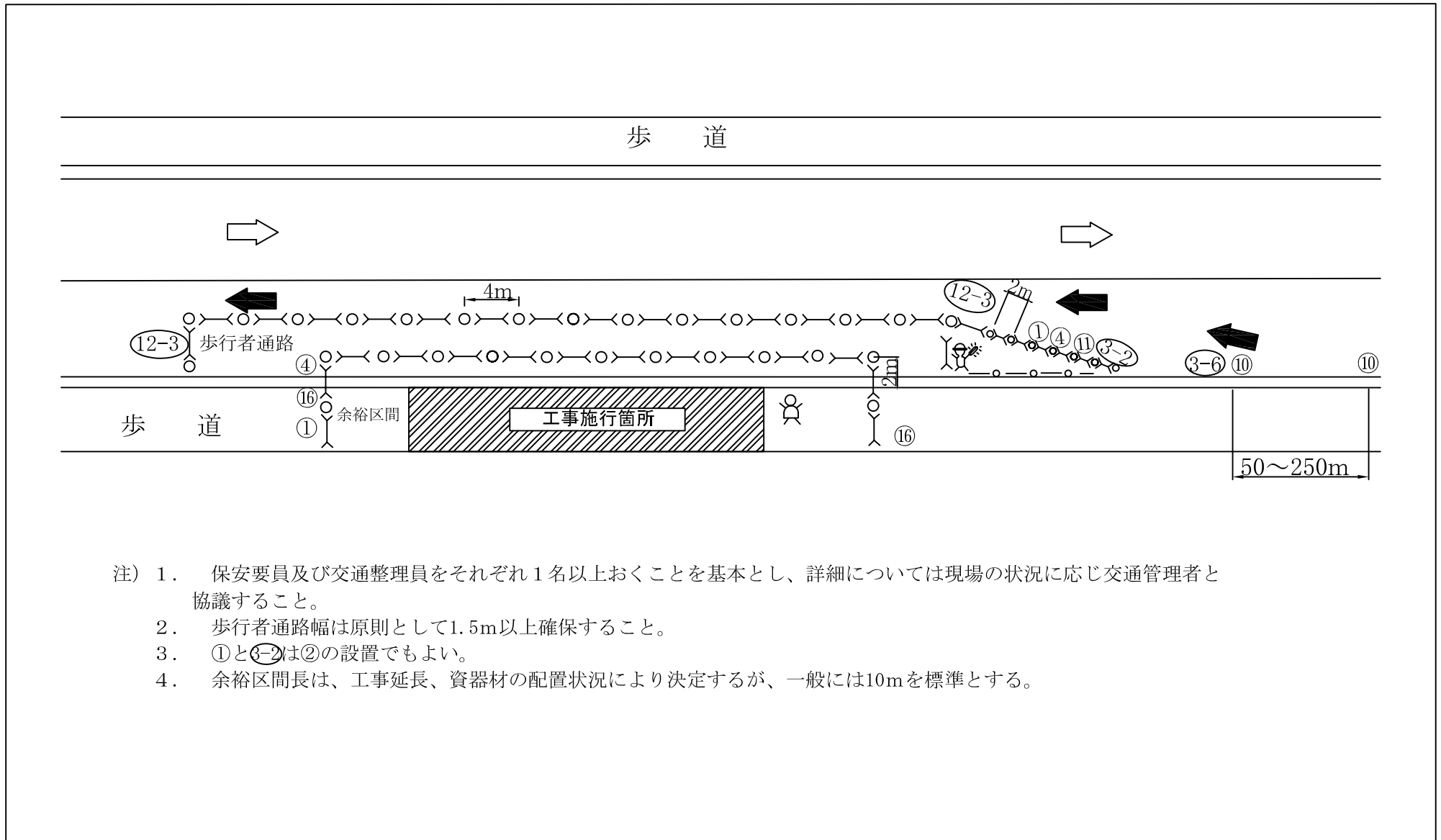


参考図 5 保安施設の設置例（車道の一部が工事中の場合：2車線道路：夜間工事）



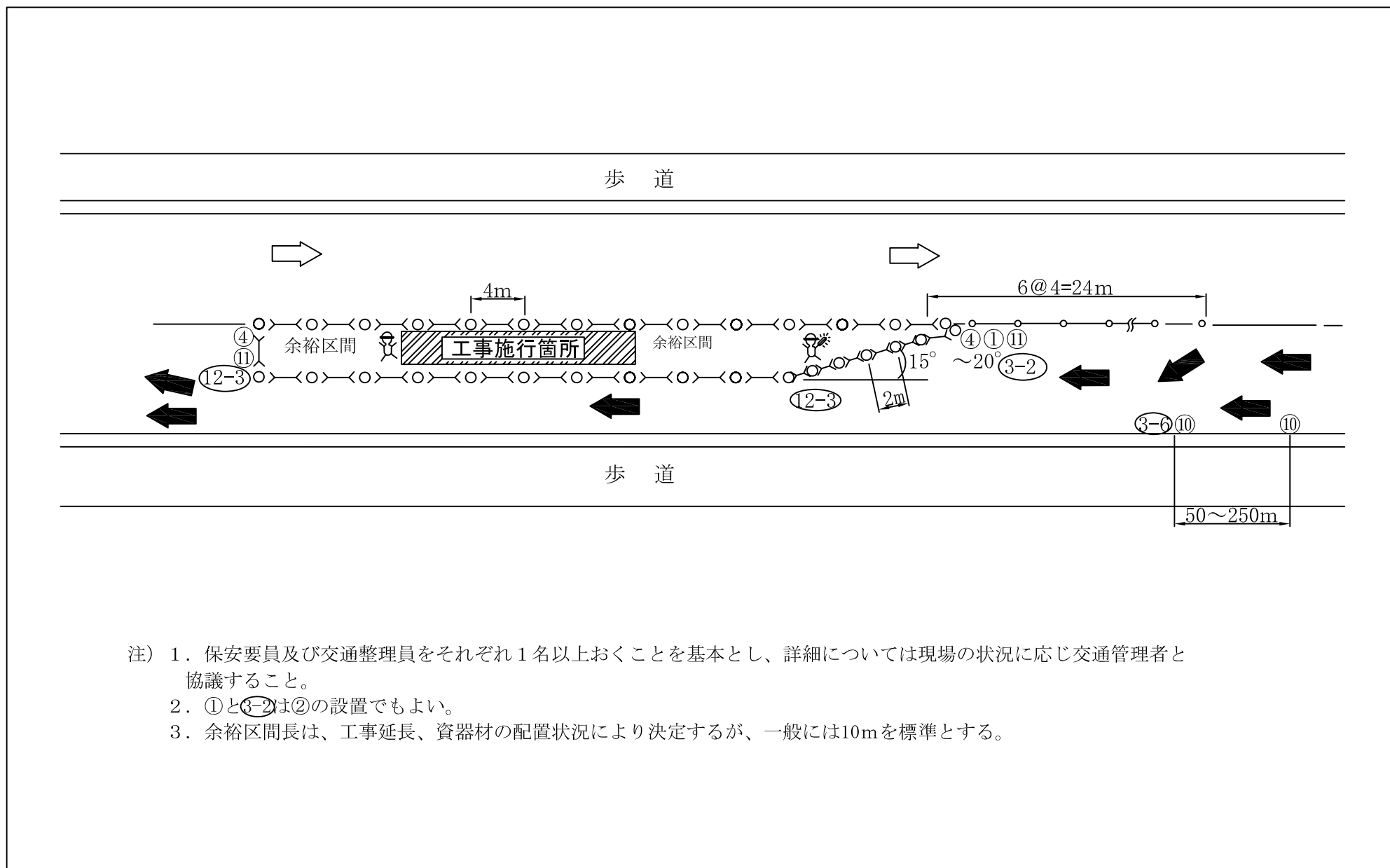
- 注) 1. 保安要員1名以上・交通整理員2名以上おくことを基本とし、詳細については現場の状況に応じ交通管理者と協議すること。
2. 歩車道境界のバリケードはガードレールがある場合は設置を省略することができる。
3. ①と③-2は②の設置でもよい。
4. 現地の状況により信号機を使用することができる。
5. 余裕区間長は、工事延長、資器材の配置状況により決定するが、一般には10mを標準とする。

参考図 6 保安施設の設置例（車線の一部が工事中の場合：4車線道路：夜間工事）



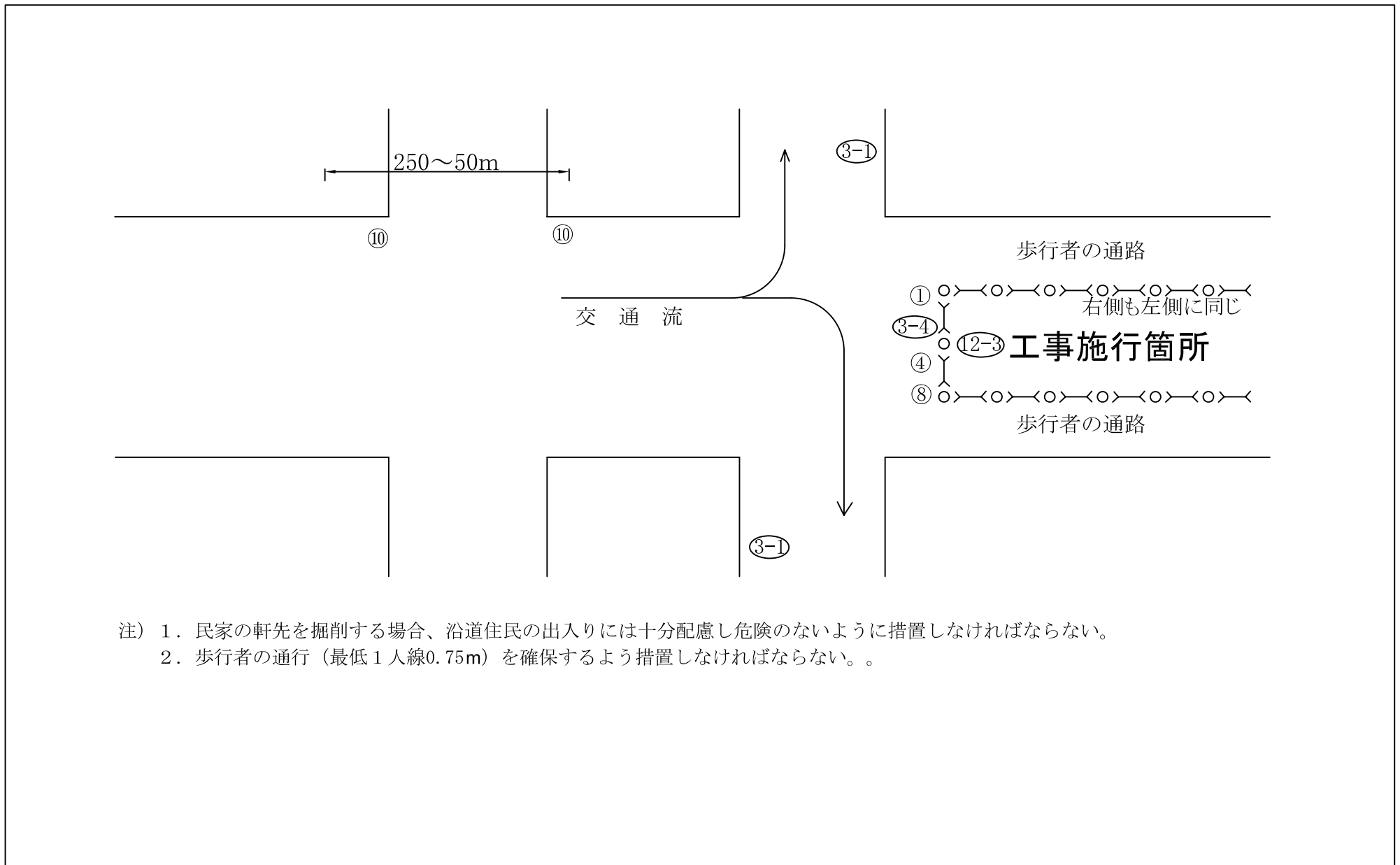
- 注) 1. 保安要員及び交通整理員をそれぞれ1名以上おくことを基本とし、詳細については現場の状況に応じ交通管理者と協議すること。
2. 歩行者通路幅は原則として1.5m以上確保すること。
3. ①と③-②は②の設置でもよい。
4. 余裕区間長は、工事延長、資器材の配置状況により決定するが、一般には10mを標準とする。

参考図 7 保安施設の設置例（車線の一部が工事中の場合：4車線道路：夜間工事）



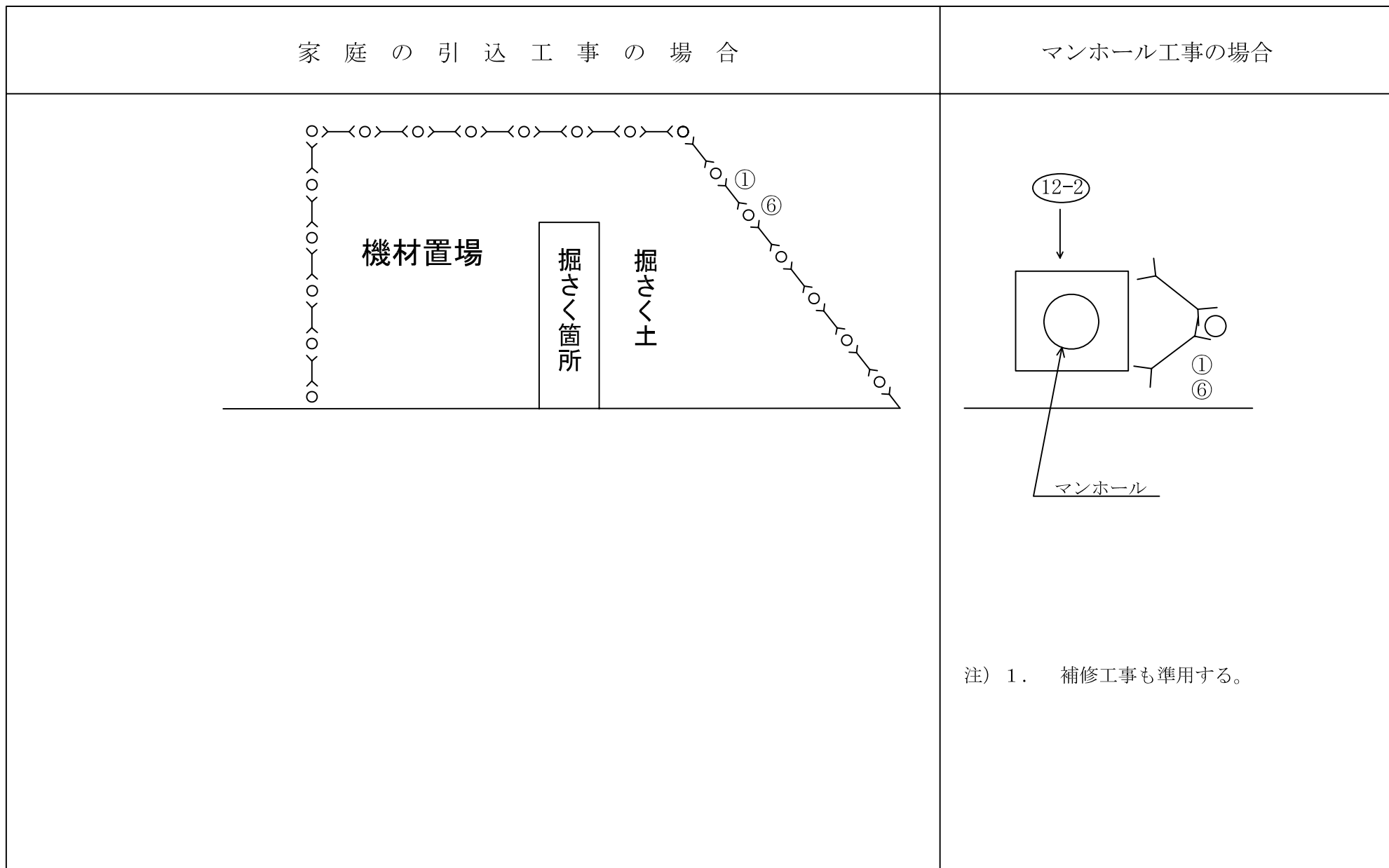
- 注) 1. 保安要員及び交通整理員をそれぞれ1名以上おくことを基本とし、詳細については現場の状況に応じ交通管理者と協議すること。
 2. ①と③-②は②の設置でもよい。
 3. 余裕区間長は、工事延長、資器材の配置状況により決定するが、一般には10mを標準とする。

参考図 8 保安施設の設置例（全面交通を禁止して行う場合）



- 注) 1. 民家の軒先を掘削する場合、沿道住民の出入りには十分配慮し危険のないように措置しなければならない。
 2. 歩行者の通行（最低1人線0.75m）を確保するよう措置しなければならない。

参考図 9 保安施設の設置例



参考図 10 工事情報看板及び工事説明看板の標示例

